

重要技術の流出防止等の取組に関する手順書の策定に向けて



令和7年4月18日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局



1. これまでの研究セキュリティと研究インテグリティを巡る主な経緯

- これまでの政府における取組について
- G7における取組について
- 経済安全保障法制に関する有識者会議の提言について
- 国際的な動向について

2. 手順書について（主に第1章）



これまでの政府における取組について



研究インテグリティの確保に係る政府の対応について

統合イノベーション戦略推進会議決定（2021年4月）

- 近年、国際連携や研究のオープン化が進む中で、そうした環境を悪用し、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化
- 主要国で国際研究力を重視、大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- 我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めて行くため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠



大学や研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的確保に向けた取組の実施

研究者自身による適切な情報開示

- 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識
- 自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすことの重要性を理解
- 所属機関及び研究資金配分機関等に対して、情報の報告・申告

大学・研究機関によるリスク管理強化

- 所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受ける
- 利益相反・責務相反等に関する規程、管理体制を整備
- 研究者からの情報に基づき、適切なリスクマネジメントを実施

公的資金配分機関の申請時の確認

- 公的研究資金申請時に、研究者から、
 - ・現在の全ての研究資金の応募、受入れ状況に関する情報の提出
 - ・現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提出
 - ・透明性確保のために必要な情報を所属機関に報告している旨の誓約を求める

政府の対応

- 研究者向け、大学・研究機関等向けのチェックリストの雛型を公表
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催
- 大学・所属機関等へ所要の規程や体制の整備に関する周知等
- 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」を改定



チェックリストの雛型（研究者向け、大学・研究機関等向け）

1. 全般的な事項

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴うリスクが懸念される場合、所属機関の担当部署に相談し、それに対して機関として適切な対応をとることを求める仕組みがあるか
- 研究活動の透明性の確保に係る情報について、所属機関の規程等に基づき担当部署に適切な報告等を行い、それに対して機関としてマネジメントを行っているか

2. 共同研究等の手続きに関する事項

- 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるとともに、それに対して機関として確認や判断を行っているか
- 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告を受ける仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告を行っているか
- 外国の機関・大学等との共同研究の過程において、同研究の目的以外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報管理を適切に行っているか

3. 共同研究等の相手方に関する事項

- 外国の機関・大学等と連携・契約する際、相手方の組織や参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認しているか



競争的研究費の適正な執行に関する指針の改定（2021年12月）

対象事業の範囲

- 従来の競争的資金だけでなく、全ての公募型の研究費事業を対象とする

提出を求める情報の範囲

- 国外も含む外部からの支援（※1）や兼業等（※2）の情報の提出を求める
※1：補助金、助成金、共同研究費、受託研究費等（制度名、研究課題、実施期間、予算額等）
※2：全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）

秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

- 秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報は、産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報（※3）のみ提出を求めるとともに、守秘義務を負う者のみで扱う
※3：原則として共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額とエフォートに係わる情報のみ。ただし、当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができる。

研究費以外の支援等の扱い

- 寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援（※4）等の情報について、所属機関に適切に報告している旨の誓約を求める
※4：当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報を含む。

虚偽申告への対応

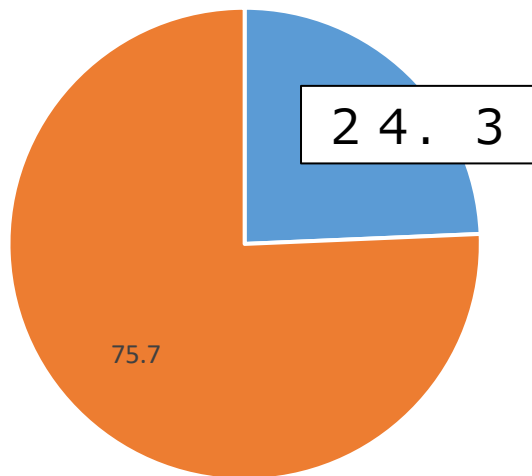
- 公表、不採択・採択取消し、減額配分、5年間の応募制限等とすることがある



フォローアップ調査結果の推移

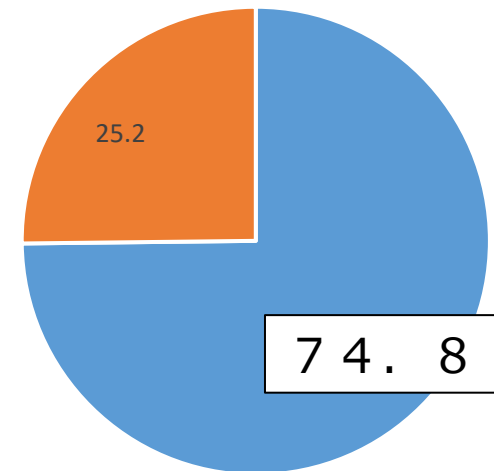
- 大学・研究機関等において、研究インテグリティの自律的確保に向けた取組が定着しつつある

令和4年度の調査結果
(大学・研究機関等
各問合算平均)



■ 実施中, % ■ 未実施, %(実施予定・検討中含む)

令和6年度の調査結果
(大学・研究機関等
各問合算平均)



■ 実施中, % ■ 未実施, %(実施予定・検討中含む)



G 7 における取組について



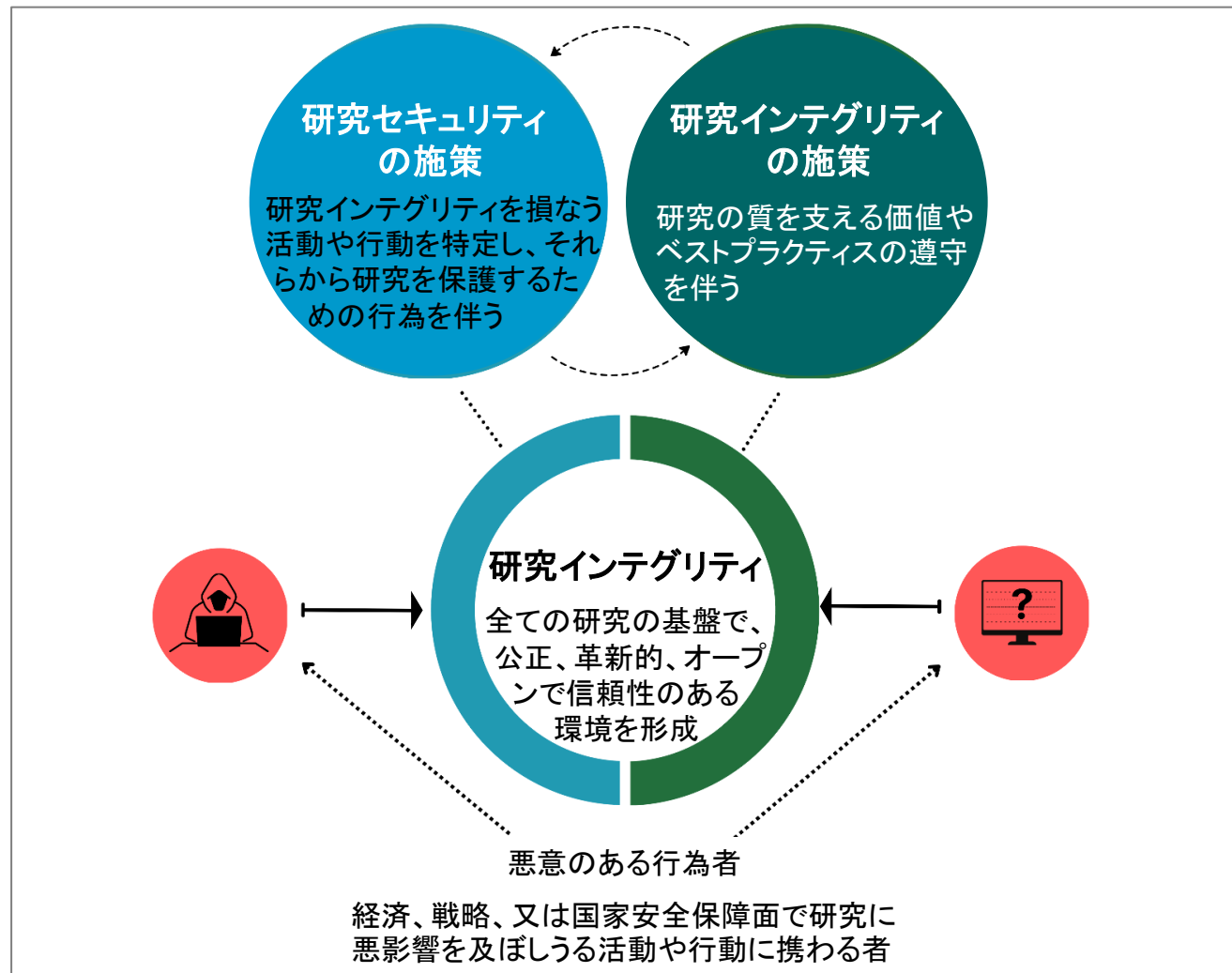
G 7のSIGRE作業部会の報告書（2022年6月）

- 悪意をもった行為者が存在する中、オープンサイエンスを推進しつつ、国際共同研究を安全に進める対策を取るうえで、各国が守るべき研究インテグリティの価値観と研究セキュリティの原則をとりまとめ
- 概念については、各国がそれぞれ固有の理解を持っている可能性があり、また、こうした概念は進化し続けることが認められるため、実用的な定義を作成

研究インテグリティとは	研究インテグリティの価値
• 研究の正当性、社会的関連性、責任及び質を確保して守るための<u>職業的価値観、原則及びベストプラクティスの遵守</u> • 個人が自信をもって研究知識を向上させ、研究結果を普及できる状況を確保するもの • 公正、革新的、オープンで、<u>信頼性のある研究環境の中で共同研究の基盤を形成するもの</u>	• <u>学問の自由</u> • 差別、ハラスメント、強制からの自由 • 公平性、多様性、包摂性 • 機関の自律性 • <u>オープンサイエンスと研究へのアクセス</u> • 社会的信頼の醸成 • <u>透明性、情報開示、誠実性</u>
研究セキュリティとは	研究セキュリティの原則
• <u>経済的、戦略的なリスクや国家的、国際的な安全保障のリスクをもたらす行為者や行動から研究コミュニティを保護する活動</u>が伴う • 研究セキュリティの活動は国内及び国際的な研究インテグリティを保護し、特に国家や経済安全保障への脅威からの保護に重点を置くもの	• 国益とグローバルな利益のバランス • <u>開放性の維持と研究セキュリティ</u> • 協力と対話 • 積極的な取組 • <u>リスクへの相応性</u> • 共同責任 • 説明責任と責任 • 適応性



研究セキュリティと研究インテグリティが研究の基盤を保護する仕組み



※研究セキュリティリスクの特定と軽減は、研究インテグリティや信頼の保護と促進にプラスの影響をもたらすことが多い。
※適切、かつリスクを絞った研究セキュリティの施策は、学問の自由、研究インテグリティ、オープンサイエンス、透明性、相互利益のための信頼できる共同研究の基盤を強化できる。



経済安全保障法制に関する有識者会議の提言について



経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言（概要）

経済安全保障法制に関する有識者会議の提言（2024年6月）

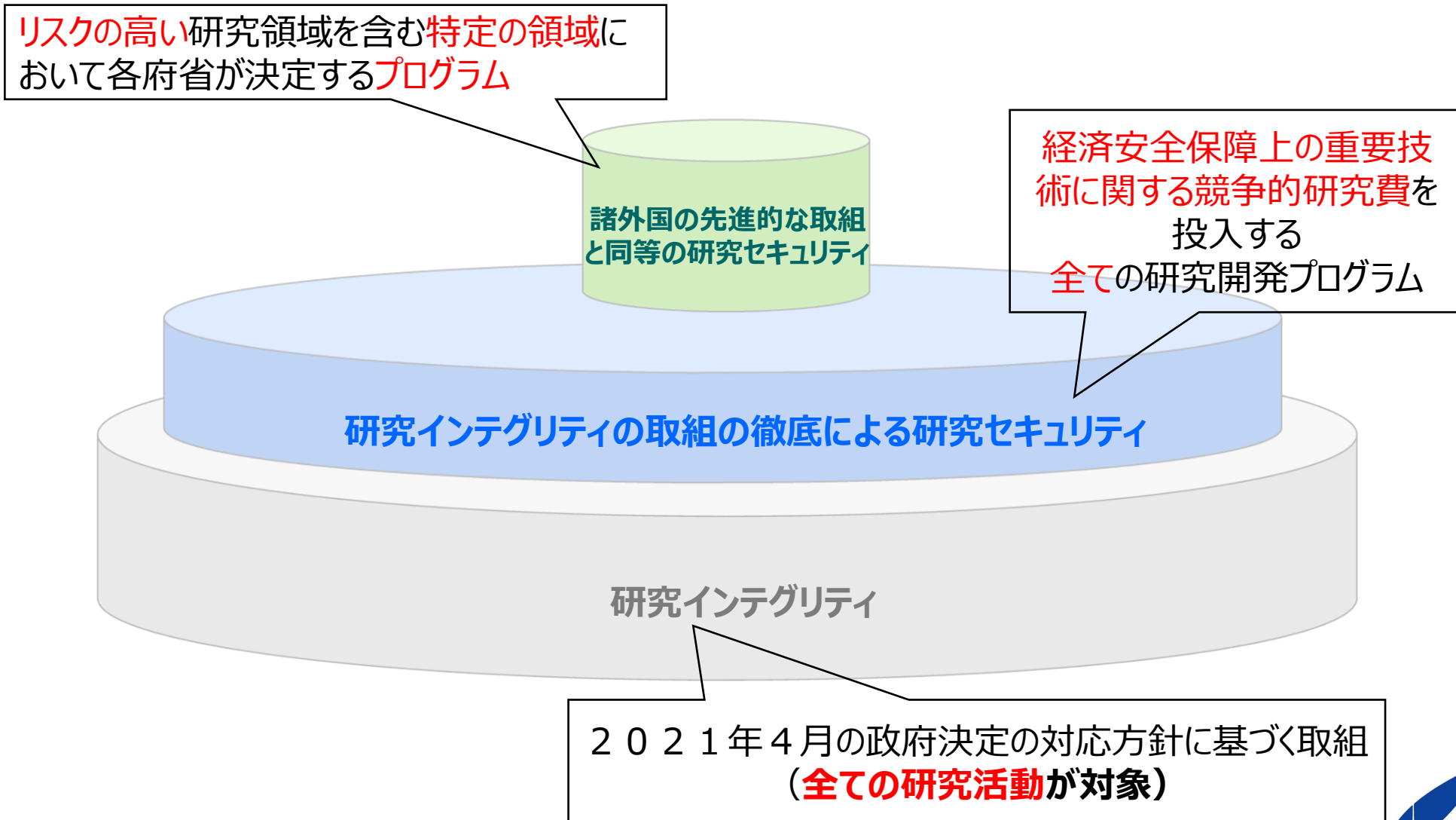
- **経済安全保障上の重要技術に関して、国際協力の推進と不正流用や技術流出のリスク管理の両面からの検討が必要**となっている
- **主要国では研究セキュリティの取組が推進**されており、国際協力を適切に進めるために研究セキュリティが必要であるとの位置づけ
- **我が国としても、オープンで自由な研究環境を確保し、同志国等と対等な立場で国際共同研究を実施するために必要な研究セキュリティ対策の検討が必要**



- **これまで実施してきた研究インテグリティの取組を基礎として、その取組を徹底することによる研究セキュリティの取組を実施**
- リスクの高い研究領域を含む特定の領域については、競争的研究費を投入する研究開発プログラムの性質に応じて、研究セキュリティの取組を実施
- **標準的な組織慣行として、個々の研究プロジェクトについてリスク軽減策を実施**
 - ✓ 実効的なデュー・ディリジェンスの実施に資するように、研究者や研究機関が参照する**チェックリスト、手順書等の作成**を検討
 - ✓ リスクマネジメントの観点から、**リスクに応じた段階的な対応**が可能となるよう検討を行う



経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言（概要）



国際的な動向について

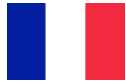


研究セキュリティへの欧米主要国(米、英、加、仏、独)の共通認識※

1. 科学技術力強化は国家の重要課題であり、研究活動の原則である「学問の自由、公開性」を前提にした国際連携は重要な手段である。一方で、地政学的緊張の高まり等の近年の国際情勢により、技術流出や悪用等による経済安全保障上のリスクも生じている。これらのリスク軽減のため研究セキュリティの確保は非常に重要。
2. 研究セキュリティ確保の取組が、国際活動を制限・阻害するためのものであってはならない。可能な限りアカデミアの自由・透明性・開放性を尊重し、研究セキュリティ確保との両立を目指し、バランスを取ることが重要。また、人種・国籍に対する差別は回避しなければならない。
3. 研究セキュリティ対応を進めるにあたって、政府とアカデミアの対話によりアカデミアの認識・理解を醸成し、研究現場で実行可能なルールや取組の策定・推進が必須。
4. 研究セキュリティ対応は、①リスクベースで評価を行い、②リスクがあると判断された場合は、真に保護すべき研究領域を特定の上、「Small yard & High fence」、「As open as possible, as closed as necessary」の原則により、リスクを軽減する必要がある。



各国の研究セキュリティへの対応状況※

	政府	FA	大学・研究者
米国 	● C H I P S・科学法 ● 大統領覚書 ● 予算（大学体制整備）	● リスク評価プロセスを構築。軽減策の妥当性は F A が判断。	● （研究者）全申請課題を対象として、国の機微技術研究分野リストに基づき、F A に研究の機微性、研究体制申告。軽減策相談。 ● （大学）国予算で人材育成
カナダ 	● ガイドライン（「国際研究協力に関する国家安全保障ガイドライン」等） ● 予算（大学体制整備）	● リスク評価プロセスを構築。軽減策の妥当性は F A が判断。 ● 同プロセスで必要とされた場合、安全保障関連機関によってリスク評価。	● （研究者）全申請課題を対象として、国の機微技術研究分野リストに基づき、F A に研究の機微性、研究体制申告。軽減策相談。（リスク評価フォームあり。） ● （大学）国予算で一部大学に研究セキュリティオフィスを設置。インテル経験者等配置。（研究者の相談を受け助言）
英国 	● 国家安全保障・投資法 ● ガイドンス（Trusted Research Guidance） ● 相談窓口（RCAT）設置	● リスク評価プロセスを構築。国際共同研究支援において、研究体制を確認（デューデリジェンス）。リスクが高い場合は軽減策などの条件付で採択。（機関の責任で実施）	● （研究者）全申請課題対象を対象として、国の機微技術研究分野リストに基づき、F A に研究の機微性、研究体制申告。軽減策相談。 ● （大学）最終意思決定は独立機関として大学の責任と強調。
仏国 	● 「科学技術潜在力の保護制度」（P P S T） ● 国が機密性の高い研究室特定（制限領域（ZRR））。セキュリティ担当官を配置。各省のセキュリティ担当官と連携し、PPSTを運用。	● ファンディング機関（A N R）では、採択候補課題に国際連携、産業連携が含まれる場合は、高等教育省と共有し、判断を仰ぐシステム（ANRでは判断をしない）。	● （研究者・大学）省により、機密に指定された研究室（Z R R）については、保護（参加者、研究テーマの管理等）を行う。研究機関の研究セキュリティ担当官と省のセキュリティ担当との連携により運用。
ドイツ 	● 国家安全保障戦略、中国戦略 ● 教育研究省（BMBF）が研究セキュリティに関するポジションペーパーを公表。	● ドイツ研究振興協会（D F G）の「国際連携におけるリスクへの対処にかかる勧告」。本ガイドラインに基づき、現在の公募では、国際連携を行う公募申請者に対し、研究リスクにかかる自己評価を行った申請書（新様式）の追加提出を要請。	● （研究者）政府・FAのガイドラインを踏まえ、自己申告。

1. ホライズンヨーロッパでの取組

- 「Horizon Europe（2021～2027年）の**プログラムガイド 第4版(2022年4月改訂)**」において、**「研究・イノベーションにおける海外からの干渉」**に関し追記（「8.International cooperation and association」）。
- 上記プログラムガイドで引用されている「研究・イノベーションにおける海外からの干渉に対処するためのスタッフ作業文書」において、EU の高等教育機関と研究機関を対象に、**海外からの干渉に対する対応策を、各カテゴリごとに提示**。「価値観」では学問の自由や研究インテグリティを脅かすリスクの特定や評価、「ガバナンス」では海外からの干渉に関する委員会の設置などの対応、**「パートナーシップ」ではリスクマネジメント体制の整備やパートナーシップの合意に伴うデューデリジェンスの実施**、「サイバーセキュリティ」では海外からのサイバーセキュリティ攻撃などのリスクの検知について**の対応を求めている**。

2. JSTと各国との共同研究に係る取組状況※

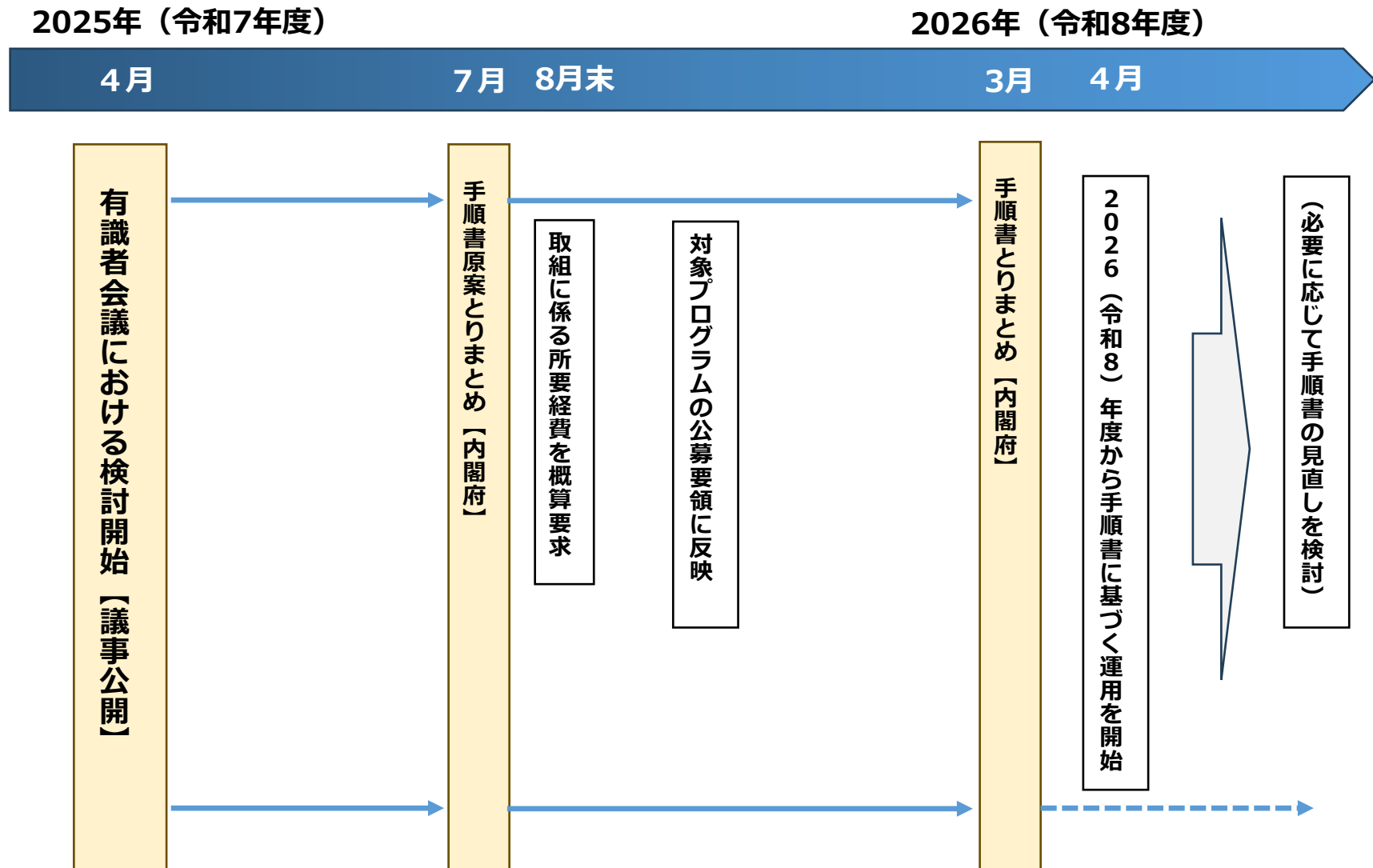
- 「先端国際共同研究推進事業（ASPIRE）」の英国、ドイツとのR6年度の国際共同研究公募において、**相手国側の研究セキュリティチェックを日本側研究者にも適用**。
- JSTの特定プログラムにおいて、採択候補課題の**研究セキュリティ上のリスク（研究体制の外国政府や懸念機関との関係等）を個別に評価**し、対象を絞り込んだ上で必要なリスク軽減策をとる、研究セキュリティ確保の取組を開始。（JST-TRUST）
R7年度は試行的取組として、ASPIREを含む一部の公募プログラム（量子、半導体分野）にJST-TRUSTを実施予定。



手順書について



今後のスケジュール（案）



構成（目次案）

はじめに

第1章 重要技術の流出防止等のための基本的な対応方針について

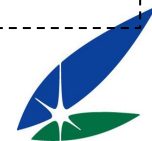
- （１）基本的な考え方
- （２）本手順書の性格・位置づけ
- （３）用語の定義
- （４）各主体に求められる役割

第2章 重要技術の流出防止等のための枠組み

- （１）基本的な枠組み
- （２）対象とするプログラムの考え方
- （３）リスクマネジメントの手順
- （４）プログラムの類型に応じたリスクマネジメント

第3章 関係者に求められる事項

おわりに



重要技術の流出防止等の取組に関する手順書（目次案）

構成（目次案）

はじめに

第1章 重要技術の流出防止等のための基本的な対応方針について

- （１）基本的な考え方
- （２）本手順書の性格・位置づけ
- （３）用語の定義
- （４）各主体に求められる役割

本日主にご議論
いただきたい内容

第2章 重要技術の流出防止等のための枠組み

- （１）基本的な枠組み
- （２）対象とするプログラムの考え方
- （３）リスクマネジメントの手順
- （４）プログラムの類型に応じたリスクマネジメント

第3章 関係者に求められる事項

おわりに



（１）基本的な考え方

（背景・目的）

- 我が国の技術的優位性を確保・維持するためには、**オープンで自由な研究環境を確保し、国際協力を一層推進**することが必要。一方で、多様なステイクホルダーとの共同が進むほど、技術流出等のリスクも高まる。
- **G7諸国、同志国等からも信頼を得ながら、対等な立場で国際共同研究等を進めていく**ためには、我が国として必要な**研究セキュリティと研究インテグリティの確保**に係る取組を速やかに講じることが必要。
※研究セキュリティ、研究インテグリティの定義については、後掲（p.25）

（対応方針）

- **研究成果の公開や学問の自由**等を前提として、**オープンで自由な研究環境**を確保する。
- 経済安全保障上の観点及び研究現場における実効性の向上の観点から、流出を防ぐべき技術を絞った上で、リスク軽減策を徹底する（**スモールヤード・ハイフェンス**）。
- **ゼロリスクを目指すのではなく**、研究の推進とリスクの程度を勘案した合理的なリスク軽減策を講じる。
- 従来から行われてきた**研究インテグリティの取組の徹底の上に、研究セキュリティの確保に係る取組を構築**する。
- **国籍、人種、宗教・文化等の違いによる差別を認めない**。
- 当面は、競争的研究費に基づいて行われる研究活動を対象とする。



（２）本手順書の位置づけ・原則①

（位置づけ）

- 国内外の様々なステークホルダーと共同研究等を進めていく中で、研究セキュリティと研究インテグリティを確保していくためには、**デュー・ディリジェンスを行って相手方の信頼性を確認するとともに、必要に応じて想定されるリスクに対処することが必要である。（※一連のプロセスを「リスクマネジメント」と呼ぶ）**
※「デュー・ディリジェンス」及び「リスクマネジメント」の定義については、後掲（p.27）
- **研究インテグリティは、研究セキュリティの基盤**となるものであり、すべての研究機関、研究者等が主体的に取り組むべきもの。
- 研究セキュリティについては、例えば、**外為法（外国為替及び外国貿易法）に基づいた安全保障貿易管理**では、**国が武器や軍事転用可能な貨物・技術等を含めた輸出管理の枠組みを定めたうえで、研究機関等に対して遵守を求めている。一方、不正競争防止法に基づく営業秘密の保護の場合**、外為法と異なり、営業秘密としての管理の可否や何を営業秘密として管理するかについて、各研究機関の判断に委ねられており、**情報が秘密として管理されていない場合には、同法による保護を受けることができない。**このように、各法令の趣旨・目的に応じて、国や研究機関等に求められる役割も異なっている。
- 本手順書が対象とする**国際共同研究等におけるリスクマネジメント**については、**研究分野・領域の特性や技術の発展の程度、研究機関の実情等により、研究機関や研究者の対応が異なり得ることを踏まえると、状況変化に柔軟に対応できる枠組みとしておくことが望ましい。**また、**G7各国においても、法令ではなくガイドラインとして策定することが一般的**であることから、国による法令としてではなく、**研究機関等が行うべき手順を示したガイドラインとして位置付けるものとする。**



（２）本手順書の位置づけ・原則②

（原則）

- 本手順書は、以下の原則に基づくものとする。
 - 研究分野・領域の特性等によって、想定されるリスクや対応策が様々であることから、国は、研究機関や研究者に対して、取組の手法や考え方の枠組みを示すものとする。【ガイドライン性】
 - 重要技術の流出防止を図るとともに、信頼のおける国際協力の確保のために、最低限実施すべき水準を確保する（資金配分機関や研究機関が、それぞれの状況に応じて追加的な対策をとることを妨げるものではない）。【最低基準性】
 - 技術の進展やサプライチェーンの変化や諸外国の取組を踏まえつつ、研究現場との対話を通じて実施すべきものから対応しつつ随時アップデートしていく段階的かつ可変的なものとする。【可変性】

（実効性を担保するための措置）

- 法令等による規制は行わないが、実効性を担保するため、経済安全保障上の重要技術に関する競争的研究費の**公募要領における要件**とする。

（実施時期）

- 第7期科学技術・イノベーション基本計画の実施期間となる**令和8年度から新規公募を行う事業から運用**する（遡及適用は行わない）。
- ただし、当面は対象領域を限定して運用を開始し、順次拡大していく。



手順書（第一章）について（案）

（３）用語の定義（G7・OECD・同志国）※

		G7	OECD	米国	カナダ
研究インテグリティ	定義	「研究の正当性、社会的関連性、責任及び質を確保して守るための職業的価値観、原則及びベストプラクティスの順守」	「研究インテグリティ」とは、優れた科学的実践（科学研究の自由、開放性、誠実性、説明責任等）を構成し、国際研究協力を規制する特定の価値・規範・原則（互恵性、公平性、無差別等）を特に意味する。	「研究インテグリティとは、客観的な研究において（オープン、透明性、能力主義、互恵性などの価値に基づく）共同研究を促進する研究の基準である。インテグリティに基づいて行われる共同研究においては、研究に関与する全ての者が金銭的・時間的義務を開示し、能力主義に基づいて研究に参加する個人を雇用、或いは学生を採用し、知的財産を管理する規則を遵守することが求められる。」	「研究者は知識の探求と普及において、誠実に、説明責任を持って、オープンに、かつ公正に最善の研究慣行に従うよう努めなければならない、という行動指針」
	出典	Security and Integrity of the Global Research Ecosystem (SIGRE) Working Group「G7 Common values and Principles on Research Security and Research Integrity」(2022年6月)	OECD.「Integrity and Security in the Global Research Ecosystem」(2022年6月)	DoD「Countering Unwanted Foreign Influence in Department-Funded Research at Institutions of Higher Education」(2023年6月)	CIHR, NSERC and SSHRC「Tri-Agency Framework: Responsible Conduct of Research (2021)」(2023年5月)
研究セキュリティ	定義	「研究セキュリティは、経済的、戦略的、国家的、国際的な安全保障のリスクをもたらす行為者及び行動から研究コミュニティを保護する活動を含む」	「研究セキュリティの確保とは、望ましくない外国の国家や非国家による研究への干渉を防ぐことを意味する。研究セキュリティの主な目的は、研究エコシステムを保護し、それにより、正当な国益と経済的利益を保護することにある」	「国家安全保障や経済安全保障に損害を与えるような研究開発の不正流用、それに関連する研究インテグリティの侵害、外国政府の干渉から研究事業を保護すること」	「大まかに、外国の脅威行為者の地政学的、経済的、安全保障上の利益の増進を助け、カナダに不利益をもたらす可能性のある知識、技術、データを保護する措置をいう」
	出典	Security and Integrity of the Global Research Ecosystem (SIGRE) Working Group「G7 Common values and Principles on Research Security and Research Integrity」(2022年6月)	OECD.「Integrity and Security in the Global Research Ecosystem」(2022年6月)	OSTP「NSPM-33実施ガイダンス*」(2022年1月) (*NSPM-33を実施するための、資金配分機関を対象としたガイダンス)	Public Safety Canada (カナダ【*連邦機関】)のウェブページ「研究セキュリティ関連の更新情報」にて言及(2021年5月)

※ 必ずしも各国で統一的な定義が存在しているわけではない。ここでは、各国で広く用いられている主要な文書から引用している。

手順書（第一章）について（案）

諸外国の先進的な取組
と同等の研究セキュリティ

研究インテグリティの取組の徹底による研究セキュリティ

研究インテグリティ

（３）用語の定義（補足イメージ）

一般的な整理（イメージ）※

「研究セキュリティ」

国として守るべき重要な技術

e.g. 安全保障貿易管理

研究機関・研究者として守るべき技術

e.g. 不正競争防止法
情報セキュリティ対策

「研究インテグリティ」

研究機関・研究者として守るべき
健全性・公正性・透明性

e.g. 法令順守、研究不正防止、利益相反・責務相反
情報開示（経歴、共著関係、兼業、研究機資金等）

本手順書における整理（イメージ）

「諸外国の先進的な取組と同等の研究セキュリティ」

※一義的責任：国、資金配分機関

※対象：経済安全保障上の重要技術に関する研究活動

手順書の内容や資金配分のあり方に瑕疵があった場合には、国や資金配分機関が責任を負う。手順書に基づいた取組が行われず、技術流出等が生じた場合には、研究機関や研究者が責任を負う。

「研究インテグリティの取組の徹底による研究セキュリティ」

※一義的責任：研究機関、研究者

※対象：研究機関、研究者が守るべきと判断する
研究活動

「研究インテグリティ」

※一義的責任：研究機関、研究者

※対象：すべての研究活動

（３）用語の定義（本手順書において）

「研究インテグリティ」

- 研究活動の健全性、公正性、透明性を保つために、研究者や研究機関に遵守することが求められる認識や行動。
全ての研究活動を対象とする。

（補足説明）

- 研究活動の健全性、公正性を保つために、研究者及び研究機関が実施する活動であり、研究者や研究コミュニティが自主的・自律的に遵守すべき行動規範（原則）の基盤となる機能を果たすもの。
- 例えば、研究者や研究機関が自主的に行う法令順守や研究不正防止（研究費の不正使用を含む）、産学連携等に伴う利益・責務相反への適切な対応があるが、研究の国際化やオープン化に伴う研究システムの不当な利用等のリスクに関して、研究者が研究活動の透明性の確保に関する情報（※）の適切な開示・報告を行うといったリスクマネジメントの措置、研究者としての説明責任を果たすことや、共同研究者に関する情報を確認すること等を含む。
※職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）、外部機関から受けている各種支援等

「研究セキュリティ」

- 国家及び経済の安全を脅かすリスクから研究活動を守るため、研究機関や研究者に求める認識や行動。**国や研究機関において守るべきと判断した研究活動を対象**とする。

（補足説明）

- 国家または経済安全保障を害する研究開発成果等の不当利用、重要技術の流出、研究インテグリティの毀損等のリスクから研究活動を保護すること。



（３）用語の定義（本手順書において）

「リスクマネジメント」

- 研究セキュリティを確保するため、組織として、利益相反、責務相反を犯すリスクや重要技術が流出する等のリスクを確認、評価し、必要に応じて、事案発生時における損失・毀損等を抑制するために必要なリスク軽減措置をあらかじめ講じること。
- リスクマネジメントには、**リスク確認とリスク評価（デュー・ディリジェンスを含む）、リスク軽減措置、フォローアップ**の一連の活動が含まれる。

「デュー・ディリジェンス」

- 研究活動の実施に際して、国際共同研究等に参画する研究者や研究機関の適切性を確認するプロセスのこと。具体的には、**研究者や所属機関が申告する研究活動に関する透明性の確保に関する情報に関して、研究機関が、オープンソースの情報含め別途入手可能な情報等に基づいてリスクの確認と評価を行うこと。**

（参考）

「責任ある企業行動のためのOECDデュー・デリジェンスガイダンス」（2019年6月）では、「デュー・デリジェンスは、自らの事業、サプライチェーンおよびその他のビジネス上の関係における、実際のおよび潜在的な負の影響を企業が特定し、防止し軽減するとともに、これらの負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスである」とされている。研究インテグリティ・セキュリティの文脈では、例えば、豪州のガイドラインにおいては、「十分な情報がない状況での決定をする際のリスク軽減に役立つ、関連情報を得るために全ての合理的な措置が講じられるプロセス」（仮訳）とされている。



（４）各主体に求められる役割

- **政府**は、研究コミュニティと共同で、研究セキュリティの確保のために実効性のある**手順書を策定**し、資金配分機関、研究機関、研究者等が役割を果たせるよう**環境を整備**する。また、手順書の内容について適時に見直しを行い、必要に応じて改訂する。大学をはじめとする機関が研究セキュリティと研究インテグリティに関するアドバイスを受けるための**相談窓口を設置**する。
- **資金配分機関**は、研究セキュリティを確保するため、経済安全保障上のリスクの高い特定のプログラム等について、政府が策定した手順書に基づいて、**研究機関におけるリスクマネジメントが適切に行われているか確認**し、必要に応じて**追加的な措置**を求める。
※資金配分機関：競争的研究費の配分を行う政府の各部局及びファンディング・エージェンシー。
- **研究機関**は、主体的に**研究インテグリティの確保**に努める。また、政府が策定した手順書に基づき**研究セキュリティを確保するためのリスクマネジメント等の取組**を実施する。リスクマネジメントを円滑に行うことができるよう、所属する研究者等に対する**研修などリテラシー向上の取組**を行う。
※研究機関：国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。
- **研究者等**は、所属機関の方針に基づいて**研究インテグリティの確保**に努める。また、必要に応じて政府が策定した手順書に基づいて、研究機関が行う**リスクマネジメントに従事**する。**研修の受講など、リテラシーの向上**に努める。

